

「令和8年度福岡地区における「魅力を活かした周遊観光促進事業」に関する質問と回答

令和8年9月8日

項番	質問事項	内 容	回 答
1	仕様書2 目的	本事業の主なターゲット層について、協議会側で想定されているものはありますか。想定がある場合、次のいずれに重点があるかご教示ください。 ア 福岡地区内に居住する住民（域内での周遊） イ 福岡市を訪れた観光客を周辺市町へ誘導すること ウ 福岡地区外（九州内・県外）からの観光客 エ 訪日外国人観光客 あわせて、福岡市域そのものへの誘客も対象に含まれるのか、それとも福岡市に集まる来訪者を周辺16市町へ送客することに重点があるのかについてもご教示ください。また、ウに重点がある場合は、重点的に狙う発地（首都圏、関西、九州内等）についての考え方も併せてご教示ください。	本事業の目的・内容を踏まえ、効果的と考えられるターゲットを設定のうえ、ご提案ください。 本業務においては、福岡市域への誘客及び福岡市に集まる来訪者の周辺16市町への周遊・送客の双方を対象としています。
2	仕様書2 目的	本事業において、日帰りの周遊と宿泊を伴う周遊のいずれに重点を置くべきかについての考え方はありますか。また、宿泊の促進は成果指標に含まれますか。	本事業においては、日帰りの周遊及び宿泊を伴う周遊の双方を対象としており、どちらか一方に重点を置くことは想定しておりませんので、本事業の目的達成に効果的な手法をご提案ください。
3	仕様書2 目的	仕様書2に示された「魅力」について、協議会内で共有されている定義や、本事業で重点的に取り上げたいテーマ・分野（歴史文化、食、自然、体験等）はありますか。	「魅力」について協議会として特定の定義や重点テーマは設けていません。 歴史文化、食、自然、体験等を含め、本事業の目的達成に効果的と考えられるテーマを提案者において設定し、ご提案ください。
4	仕様書2 目的	仕様書2の「観光スポット間の回遊性を高め」について、成果として想定される回遊の水準（複数市町にまたがる移動を要件とするか、同一市町内の複数スポット周遊も含むか）に関する考え方をご教示ください。	回遊の水準や範囲に関する具体的な要件は設けていませんが、複数市町にまたがる周遊を目的としています。 提案に当たっては、本事業の目的である誘客促進や周遊促進に資する効果的な手法をご提案ください。
5	仕様書2 目的	福岡地区17市町について全市町を対象とした周遊・プロモーション施策を提案する必要がありますでしょうか。 または、事業目的に沿ってテーマやターゲット等を設定したうえで、複数の市町を選定して周遊を促す企画とすることも可能でしょうか。	本事業については、福岡地区内の17市町すべてを対象とした周遊・プロモーション施策をご提案ください。 ターゲットやテーマを設定したうえで周遊ルート等を構築することは可能ですが、17市町すべてがいずれかのテーマに含まれ、プロモーション及び周遊促進の対象となる内容としてください。

項番	質問事項	内 容	回 答
6	仕様書2 目的	本事業における「周遊観光」について、同一市町内における複数観光スポットの周遊も対象となりますでしょうか。また、市町の区域を越えた広域的な周遊を特に重視されている場合は、その旨をご教示ください。	回遊の水準や範囲に関する具体的な要件は設けていませんが、複数市町にまたがる周遊を期待しています。 提案に当たっては、本事業の目的である誘客促進や周遊促進に資する効果的な手法をご提案ください。
7	仕様書2 目的	本事業における「魅力」について、既存の主要観光スポット・観光資源に加えて、地域住民や事業者等が認識している比較的認知度の低い地域資源を新たに掘り起こし、周遊コンテンツとして活用する提案も想定されていますでしょうか。	ご認識のとおりです。
8	仕様書2 目的	デジタルスタンプラリー等、地域の観光施設・店舗等を周遊スポットとして設定する企画を提案した場合、参加施設等との調整・交渉は原則として受託者が行う想定でしょうか。また、必要に応じて協議会構成団体から対象施設等への周知・調整にご協力いただくことは可能でしょうか。	施設管理者・地権者等への協力依頼は、原則として受託者が直接行うことを想定しています。 なお、必要に応じて事務局及び関係市町が各施設等について連絡調整等を行う場合があります。具体的な対応については個別協議とします。
9	仕様書2 目的	本事業の実施にあたり、協議会または構成市町等が保有する観光写真、動画、観光スポット情報等の既存素材をご提供いただくことは可能でしょうか。	協議会又は福岡市等が保有する観光素材（写真・動画・イラスト等）については、本事業に活用できるものについては提供します。 利用範囲及び申請手続きについては、受託者決定後に協議のうえ決定します。
10	仕様書2 目的	プロモーション施策の実施期間について、協議会として希望する時期や避けるべき期間等がございますでしょうか。特に指定がない場合は、事業目的および施策内容を踏まえ、提案者側で効果的な実施時期を設定する認識でよろしいでしょうか。	プロモーション施策の実施時期について、協議会として特に指定する時期はございません。 事業目的および提案する施策内容を踏まえ、最も効果的と考えられる実施時期をご提案ください。
11	仕様書4 業務内容	これまでどんな事業を行ってきましたか？成果と課題を教えてください。	本事業又は類似事業の実施内容及び成果については、公表しておりません。 なお、過去の委託事業に係る報告書等については、受託者決定後、業務遂行に必要な範囲で受託者へ共有する予定です。

項番	質問事項	内 容	回 答
12	仕様書4-(2) プロモーション	プロモーションを実施するにあたり、ターゲットのご想定はございますでしょうか。 メインとされるターゲットのご想定がございましたら、ご教示いただけますと幸いです。	No. 1回答をご参照ください。
13	仕様書4-(2) プロモーション	プロモーションの対象とする観光スポットについて、協議会側で指定または推奨するスポットの一覧はありますか。ある場合はご提示ください。ない場合、選定は受託者の提案に委ねられるものと理解してよいでしょうか。また、選定にあたり、対象とするスポット数の目安（何箇所程度か）や、17市町から均等に選定することなど地域配分に関する条件はありますか。	指定および推奨するスポットはございませんので、選定は提案によるものとします。 対象スポット数の目安や地域配分に関する条件はございません。
14	仕様書4-(2) プロモーション	選定したスポットの施設管理者・地権者等への協力依頼について、受託者が各施設へ直接行う前提でよいでしょうか。事務局や各市町からの照会・仲介がある場合は、その範囲を併せてご教示ください。	No. 8回答をご参照ください。
15	仕様書4-(2) プロモーション	本事業のプロモーションにおいて、協議会または会員団体が保有する広報媒体（観光情報サイト、公式SNS、公式LINE、広報紙、観光案内所、公共交通機関の広告枠、デジタルサイネージ等）を活用することは可能でしょうか。可能な場合、受託者が費用を負担せず利用できる媒体の範囲をご教示ください。	協議会又は会員団体が保有する広報媒体については、活用できる場合があります。 利用の可否や範囲、費用負担の有無については媒体ごとに異なるため、受託者決定後に協議のうえ決定します。
16	仕様書4-(2) プロモーション	上記媒体を活用する場合、掲載の依頼・調整は受託者が各団体へ直接行うのか、事務局から会員22団体（17市町・5観光協会）へ協力を依頼いただけるのか、想定される手順をご教示ください。	掲載の依頼・調整は受託者が各団体へ直接行うことを想定しています。
17	仕様書4-(2) プロモーション	ポスター・チラシ等の印刷物を制作する場合、会員市町の公共施設（市役所・支所・図書館・公民館等）、観光案内所、鉄道駅、商業施設等への配布および掲出を依頼することは可能でしょうか。可能な場合、掲出先の選定・可否判断・依頼は受託者が各施設へ直接行うのか、事務局または各市町を通じて行うのか、想定される手順をご教示ください。	配布および掲出を依頼することは可能です。 掲出先の選定・可否判断・依頼は受託者が各施設へ直接行うことを想定しています。
18	仕様書4-(2) プロモーション	協議会または福岡市が保有する観光素材（写真・動画・イラスト等）の無償提供を受けることは可能でしょうか。可能な場合、利用範囲および申請手続をご教示ください。	協議会又は福岡市等が保有する観光素材（写真・動画・イラスト等）については、本事業に活用できるものについては提供します。 利用範囲及び申請手続については、受託者決定後に協議のうえ決定します。

項番	質問事項	内 容	回 答
19	仕様書4-(2) プロモーション	公式のSNSがありますか？	福岡地区観光協議会の公式SNSはございません。
20	仕様書4-(2) プロモーション	協議会または会員団体が現在実施している観光プロモーション事業のうち、本事業と重複を避けるべきもの、あるいは連携が望ましいものはありますか。	本事業において、重複を避けるべき特定の事業や、連携を必須とする事業はありません。 ただし、協議会又は会員団体が実施する事業との連携により効果が見込まれる場合は、その提案を妨げるものではありません。
21	仕様書4-(2) プロモーション	本事業における「福岡地区による周遊」とは、仕様書P.1に記載されている「福岡地区観光協議会」の17市町すべてを周遊することを指しますでしょうか。	ご認識のとおりです。
22	仕様書4-(2) プロモーション	本事業における具体的なターゲット層とは、主に「国内」と「インバウンド」のどちらをメインターゲットとして見据えられていますでしょうか。 また、国内を対象とする場合「県内」「九州エリア」「他県(首都圏、関西圏)」など、どの地域を想定されているかご教示ください。	本事業において、国内旅行者・インバウンドのいずれかに限定したターゲットは指定しておりません。 また、国内旅行者についても特定の地域は想定していません。 本事業の目的達成に効果的なターゲット層を提案者において設定し、ご提案ください。
23	仕様書4-(3) 効果検証	令和7年度以前に本事業または類似の周遊観光促進事業を実施されている場合、実施内容および成果（参加者数・PV数等の実績値）をご教示いただけますか。また、本事業の成果指標について、協議会側で想定している目標値や達成すべき水準はありますか。	本事業又は類似事業の実施内容及び成果については、公表しておりません。 なお、過去の委託事業に係る報告書等については、受託者決定後、業務遂行に必要な範囲で受託者へ共有する予定です。 また、本事業において協議会側であらかじめ想定する参加者数やPV数等の具体的な目標値、達成水準は設定しておりません。 提案に当たっては、本事業の目的を踏まえ、効果的と考えられる事業内容及び成果指標を提案者において設定のうえ、ご提案ください。
24	仕様書5 成果品	本事業において施策を実施する場合、過去の実施内容等を加味し、貴市が想定されている目標値や目安等はございますでしょうか。	本事業において、協議会が設定する具体的な目標値や目安はありません。 本事業の目的達成に向けて適切と考えられる成果指標及び目標値を提案者において設定し、ご提案ください。

項番	質問事項	内 容	回 答
25	仕様書5 成果品	作業証跡として、位置情報、写真、作業時刻およびチェックリストをアプリ上で提出する方法は、成果物または補足資料として認められますでしょうか。	成果物や補足資料については、アプリではなくPDFデータでご提出をお願いします。
26	仕様書6-(4) その他	現地調査、写真撮影、アンケート、配布、イベント受付等の一部業務を、当社の管理・責任のもとで地域人材へ再委託または業務委託することは可能でしょうか。	業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得ることができれば、再委託が可能です。
27	提案項目配点表	観光コンテンツ造成そのものに加え、回遊導線の現地検証、施策の現地実行および利用状況確認を強みとする提案も評価対象となりますでしょうか。	評価は資料3 提案項目配点表に基づいて行いますので、そちらをご確認ください。
28	提案項目配点表	「SNS上での反応」とは、具体的にどのSNS媒体を指しますでしょうか。 具体的にイメージされているSNSや、既存アカウントはございますでしょうか。	仕様書における「SNS上での反応」については、特定のSNS媒体を指すものではありませんが、Instagram、X、Facebook、TikTok、YouTube等を想定しています。 また、本事業において活用を必須とする既存アカウントはありません。